

鹿屋市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱（令和４年鹿屋市告示第100号）の一部を次のように改正する。

第１条中「令和４年鹿屋市告示第26—１号」を「令和４年鹿屋市告示第26—２号」に改める。

第３条に次の２号を加える。

（４）備品補助事業 医療的ケア児の個別性に応じて必要となる備品購入を支援する事業

（５）災害対策備品整備事業 災害対策として停電時等に必要となる備品購入を支援する事業

第５条第１項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる経費とする」を「医療的ケア児保育支援事業に必要な経費とし、その補助基準額は鹿児島県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）に定めるところによる」に改め、同項ただし書を削り、同項各号を削る。

第６条中「保育所等ごとに、補助対象経費の実支出額から徴収金、寄附金その他の収入金を控除した額と、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額と」を「補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と県要綱第３条に定める補助基準額」に改め、同項各号を削る。

別記第２号様式中

「
備考１ 補助基準額（D）は、月額74,140円×月数×対象児童数で算出する。

２ 市補助額（E）は、差引額（C）と補助基準額（D）のうち、いずれか少ない額を記入する。

」

「
備考 市補助額（E）は、差引額（C）と補助基準額（D）のうち、いずれかを
か少ない額を記入する。

」

に改める。

附 則

１ この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

２ この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。